

# 第三者が住民票や戸籍等を取得する場合のご案内

第三者による各証明書の申請については以下を参考に請求いただくようお願いします。

- a 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行する必要がある場合
- b 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
- c a, b のほかに正当な請求理由のある場合

	住民票等の請求 (住民基本台帳法第12条の3)	戸籍等の請求 (戸籍法第10条の2)
法人による請求	<p>①『交付申請書』</p> <p>②『第三者請求にかかる申出書』及び、請求理由の正当性を示す根拠資料 法人の代表者印等押印され、具体的な請求理由が記載されたもの、及び、契約等の内容がわかる資料や、申請者と対象者の関係が分かり、戸籍等を必要とする理由がわかる資料（例：契約書、債務残高証明書等）</p> <p>③使者として窓口に来庁する方の本人確認書類 個人番号カード・運転免許証等</p> <p>④法人の代表者が作成した社員証又は委任状 名刺は確認書類とはなりません。</p> <p>⑤公的機関が発行した法人の所在地を確認できる書類(写し可) 法人登記事項証明書、防火管理選任届出書等</p> <p>⑥手数料</p>	<p>①『交付申請書』</p> <p>②『第三者請求にかかる申出書』及び、請求理由の正当性を示す根拠資料 法人の代表者印等押印され、具体的な請求理由が記載されたもの、及び、契約等の内容がわかる資料や、申請者と対象者の関係が分かり、戸籍等を必要とする理由がわかる資料（例：契約書、債務残高証明書等）</p> <p>③使者として窓口に来庁する方の本人確認書類 個人番号カード・運転免許証等</p> <p>④法人の代表者が作成した社員証又は委任状 名刺は確認書類とはなりません。</p> <p>⑤法人の資格の確認できる法人登記事項証明書 原本で発行日より3カ月以内 原本の還付を求める場合、写しに「原本の写しに相違なし」と記載した謄本と原本を併せて提出時に限る</p> <p>⑥手数料</p>
個人による請求	<p>①『交付申請書』</p> <p>②『第三者請求にかかる申出書』及び、請求理由の正当性を示す根拠資料 契約等の内容がわかる資料や、申請者と対象者の関係が分かり、住民票や戸籍等を必要とする理由がわかる資料(例：契約書、債務残高証明書等)</p> <p>③申請者の本人確認書類 個人番号カード・運転免許証等</p> <p>④手数料</p>	

※証明書交付申請書の記載から請求理由が明らかでない場合には、必要な説明や追加の資料の提出を求められることがあります。